

藤枝法人会報



直虎^{かおう}の花押

徳政令を実行したことを示す文書（蜂前神社〈浜松市北区細江町中川〉所蔵）に書かれた、直虎の花押（現在でいうサイン）。当時、花押は身分の高い男性が用いるもので、女性が使用することはほとんどなかったため、大変貴重な文書として保管されている。

No. 105

平成28年12月発行

発行所 公益社団法人 藤枝法人会 藤枝市藤枝4丁目7-16（藤枝商工会議所2F）

TEL (054) 643 - 8410 FAX (054) 645 - 1310

E-mail svc-merit@fujieda-houjinkai.or.jp

URL <http://www.fujieda-houjinkai.or.jp>

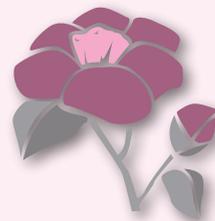


めざします 企業の繁栄と社会への貢献

会員
募集中

平成28年度

納税表彰式



……受賞おめでとうございます……

藤枝税務署並びに藤枝地区税務推進協議会主催の、平成28年度納税表彰式が、平成28年11月7日(月)藤枝小杉苑において挙行されました。表彰は、藤枝税務署長表彰・藤枝地区税務推進協議会長表彰の順で行われ、それぞれ表彰状が贈呈されました。



藤枝税務署長表彰受賞の皆様

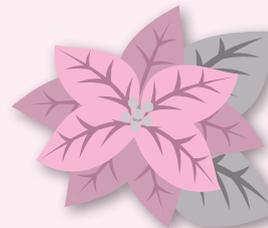
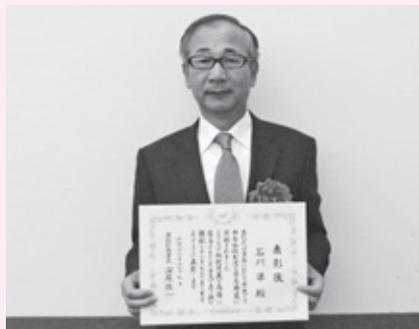


藤枝地区税務推進協議会長表彰受賞の皆様

当会関係者では次の方々が受賞されました。

藤枝税務署長表彰

法人名	法人会役職	氏名
株式会社 藪崎新聞店	理事/公益事業推進委員会副委員長	石川 準



藤枝地区税務推進協議会長表彰

法人名	法人会役職	氏名
株式会社 清和不動産	理事/女性部会長	清水 みさ代
株式会社 丸川	理事/総務厚生委員長	坪井 大助
有限会社 めぐみ自動車販売	理事/青年部会長	奥山 光浩



平成28年度 ……………受賞おめでとうございます……………

(一社) 静岡県法人会 連合会長表彰状伝達式挙行

(公社) 藤枝法人会主催の、(一社) 静岡県法人会連合会長表彰状伝達式を、平成 28 年 11 月 2 日(水) 松風閣にて、藤枝税務署の深尾署長様をはじめ関係団体のご来賓をお迎えして開催いたしました。また、当日は、日本経済新聞社静岡支局長 柴山重久氏に「世界の動きと静岡経済への影響」というテーマでご講演頂きました。



牧田会長のあいさつ



ご来賓の皆様方



式辞代読 (松永副会長)

功労法人表彰 8社 (会社名五十音順 敬称略)

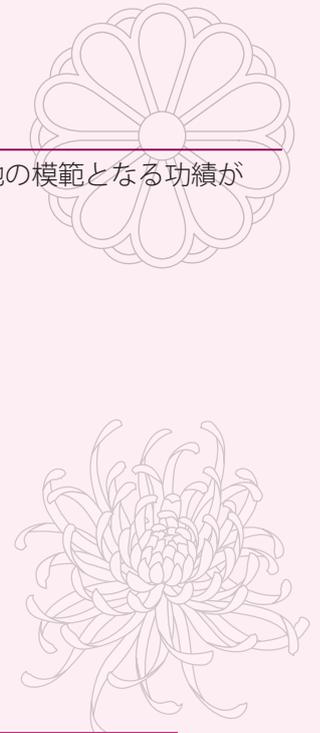
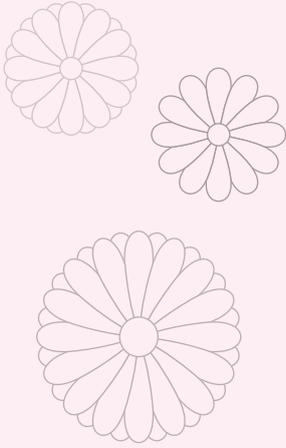
多年に亘り法人会の事業に協力、また会の発展に寄与され、納税道義の高揚及び税務行政への協力について、多大な功績が認められた「法人」に対する表彰です。



法 人 名	会 社 役 職 名	氏 名
(株) 共 立 ア イ コ ム	代 表 取 締 役 会 長	小 林 正 敏
(株) コ ヤ マ	取 締 役 会 長	小 山 明 良
(株) 清 和 不 動 産	代 表 取 締 役	清 水 み さ 代
大 一 運 送 (株)	代 表 取 締 役	山 本 雅 義
丸 石 (株)	代 表 取 締 役 社 長	大 石 秀 和
(有) め ぐ み 自 動 車 販 売	代 表 取 締 役	奥 山 光 浩
(株) 柳 屋 本 店	代 表 取 締 役 社 長	村 松 康 範
(株) 山 田 組	代 表 取 締 役	山 田 寿 久

会員たる法人の役職員表彰 5名 (氏名五十音順 敬称略)

法人会の発展に寄与され、また、勤務する法人の経理業務または税務関連業務において他の模範となる功績があったと認められた「会員法人の役職員」の方々に対する表彰です。



法 人 名	会 社 役 職 名	氏 名
(株) い ち ま る	専 務 取 締 役	大 井 達 也
(株) 力 ネ ト モ	取 締 役 総 務 部 長	小 長 谷 茂
(株) 共 水	代 表 取 締 役 社 長	片 岡 征 哉
賛 栄 設 備 工 業 (株)	代 表 取 締 役	小 出 勝 三*
丸 天 淡 水 魚 (株)	取 締 役 会 長	天 野 武 夫

※故人

祝 辞



深尾税務署長様



渡辺財務事務所長様



安井税理士会支部長様



〈受賞者代表謝辞〉
小山 明良 氏



皆様、おめでとうございます。

経済の再生と財政健全化を目指し、 歳出・歳入の一体的改革を！

法人会は来年度の税制改正に望む提言をまとめました。

法人会の税制改正提言は、全国の中小企業の真摯なる声として、政府・国会に届け、毎年、多くの改正の実現をみてきています。今回の税制提言を要約掲載いたします。



◆ I ◆ 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

国民の将来不安を増幅させないためには、財政規律を引き締め直し、改めて歳出、歳入両面からの強力な改革が求められる。

- (1)消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。
- (2)2018年度の財政健全化中間目標の設定に伴い、歳出面では18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円程度に抑制する目安を示した。今回の骨太の方針では、消費税率引き上げ延期で中間目標数字への言及がなかったが、この政策経費の抑制は確実に行うべきである。
- (3)財政健全化は国家的課題であり、歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では、安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4)国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられ、市場の動

向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

持続可能な社会保障制度の構築は喫緊の課題であり、「給付」を「重点化・効率化」によって、可能な限り抑制するとともに、適正な「負担」を確保する必要がある。

- (1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2)医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成する。
- (3)介護保険については、制度の持続性を高めるために、真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。
- (4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。
- (6)企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

「行革の徹底」には、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づいて、自ら身を削ることが何より必要である。

- (1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

軽減税率は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを明確にしておきたい。

税率引き上げに向け、消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点からも、以下の対応措置が重要である。

- (1)現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2)消費税の滞納防止は、税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

◆Ⅱ◆ 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、これらと比較すると依然として税率格差が残っている。当面は、今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、将来はさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1)中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置（平成29年3月31日まで）ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2)租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成29年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。
- (3)中小法人課税について、適用される中小法人の範囲（現行資本

金1億円以下）を見直すことが検討されているが、資本金以外の「他の指標（例えば、所得金額や売上高）」を使用した場合、毎年度金額が変動する、業種や企業規模によってそれぞれ指標を定める必要がある等、経営面で混乱が生じることが予想される。このため、中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点からも慎重に検討すべきである。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

- (1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する、欧州並みの本格的な事業承継税制の創設が求められる。
- (2)相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
 - ①株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げる。
 - ②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
 - ③対象会社規模を拡大する。
- (3)親族外への事業承継に対する措置の充実。
- (4)取引相場のない株式の評価の見直し円滑な事業承継に資する観点から、比較対象となる上場株式の

株価のあり方や比準要素のあり方を見直すことが必要である。

◆Ⅲ◆ 地方のあり方

- (1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。
- (2)広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3)地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。
- (4)地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのため、国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5)地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

写真で見る



「夏休み親子税金教室」

8/3
水

in 焼津文化会館

主催：女性部会 参加者：大人20名 子ども31名



スタート!



司会：望月副部会長



女性部会、
清水部会長の
開会あいさつ。

今日の講師は、
藤枝税務署の
赤根事務官。



藤枝税務署の
石原統括官の
ごあいさつ。



… 最初に、租税教育ビデオ「マリンとヤマト不思議な日曜日」を観ました …



☆ストーリー☆

公園で不思議な妖精を助けた小学生の姉弟、マリンとヤマト。「何でも願いをかなえよう！」大地の妖精コッピとクッピーの言葉に2人が考えたことは・・・？毎日の暮らしのなかで「税」がどのようなところで使われているのかを知り、税の役割や必要性を学んでいく内容です。

次のページ
に続く

… さて、税金についての勉強です …



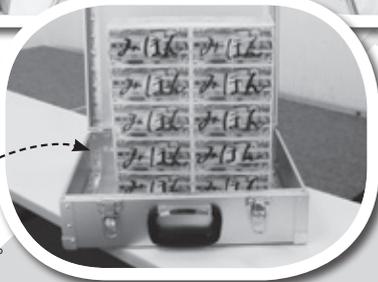
みんな真剣に聞き、メモを取っています！



… 次に、税金クイズです。みんな答えが解るかな？ …



全法連テキスト「クイズだぜい！」



1億円のレプリカです。



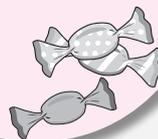
1億円、持てるかな？



最後に、代表して今村莉子さんに修了証書と参加賞（けんたグッズ）を受け取ってもらいました。



帰りには、恒例！キャンディのつかみ取り。たくさん取れたかな？





平成29年NHK大河ドラマが「おんな城主 直虎」に決定！！

井伊直虎 (いinaおとら) って、どんな人？

「井伊直虎」という人物をご存じですか。

井伊直虎は、戦国時代、井伊谷（現・浜松市北区引佐町）を本拠地として栄えた井伊家の当主を務め、優れた政治手腕によって、一族断絶の危機を救った人物。その名前から、勇ましい戦国武将の姿を想像する人も多いと思いますが、井伊家22代当主（※1）井伊直盛の“一人娘”、そう、実は女性なのです。

※1 井伊氏の系図に諸説ありますが、ここでは22代とします。

井伊家の居城「井伊谷城」



現在の引佐協働センターや引佐図書館の北側にある「城山公園」。

直虎のころの井伊氏は、この丘陵の麓にあった居館と井伊谷城を本拠地としました。

井伊家を滅亡の危機から救った“おんな城主”

「直虎」の名前は知っていても、その人物像や功績については、知らない人も多いと思います。今回の特集では、直虎の一生や、彼女を支えた周囲の人物との関係など「直虎」を皆さんに知っていただくため、その歩みや、周囲の人物との関係を紹介します。



直虎の誕生

平安時代から、井伊谷（現・浜松市北区引佐町井伊谷）を本拠地とし、この地域を領主として治めてきた井伊氏。この井伊氏の22代当主・井伊直盛に、一人の娘が生まれました。この娘が、後に井伊家を断絶の危機から救い、井伊直政（徳川家康を支え続け“徳川四天王”の一人とされた人物）の養母となる、井伊直虎です。直盛には息子がいなかったため、自身のいとこの亀之丞（のちの井伊直親）をこの一人娘の許嫁（結婚の約束をした相手）とし、井伊家の跡継ぎとするつもりでした。

亀之丞との別れ、そして出家

ところが、1544（天文13）年、亀之丞の父・井伊直満とその弟の直義が、井伊家を支配していた今川氏に謀反の疑いをかけられて殺害されてしまいます。さらにわずか9歳の亀之丞も、命を狙われ、身を隠すため命からがら信州（現在の長野県）へ。許嫁から引き離された直虎は出家※2し、井伊家の菩提寺である龍潭寺の南溪和尚から「次郎法師」の名を与えられました。

※2「出家」…俗世間を離れ、髪を切り落とし僧侶や尼となり、仏道の修業を行うこと。

亀之丞の帰郷と、跡継ぎ「虎松」の誕生

1555（弘治元）年、亀之丞が11年ぶりに井伊谷へ帰ってきました。しかし、出家していた次郎法師は結婚することができません。亀之丞は次郎法師の父・直盛の養子となって「直親」と名乗り、井伊家家臣・奥山朝利の娘と結婚。その後、待望の男児「虎松」（後の井伊直政）が誕生しました。

肉親や家臣たちの相次ぐ戦死

しかし、それと前後して、井伊家では、悲劇が立て続けに起こりました。1560（永禄3）年、今川義元に従って尾張（現在の愛知県西部）へと出陣した直盛が、桶狭間の戦いで戦死。さらに、2年後の1562（同5）年には、井伊家当主を継いでいた直親が、今川氏真から“徳川家康に味方をしている”と疑われて殺害、さらに曾祖父直平や、多くの家臣たちが相次ぎ戦死…。こうして井伊家を継ぐ男子は、わずか4歳の幼い虎松ただ一人となってしまいました。

女城主「井伊直虎」の誕生

1565（永禄8）年、次郎法師は、幼い虎松、そして井伊家を守るため、南溪和尚と相談し、大きな決断をしました。「直虎」と名乗り、井伊谷城の城主となる決心を固めたのです。こうして“女城主”となった直虎ですが、すぐに困難が待ち受けていました。今川氏真が、井伊谷周辺に徳政令※3を出したのです。これを受け入れてしまったら、井伊家の家臣や領内の経済は混乱してしまいます。

※3「徳政令」…民衆を救うため、大名などが寺社や商人へ借金の帳消しを求めること。このときの徳政令は、領内を混乱させることで井伊家の力を弱めることが目的であったといわれている。

領内を徳政令の混乱から救った直虎。しかし…。

直虎は、井伊領を守るため、この徳政令を2年間引き延ばすことを決断します。しかし、今川氏の圧力に対抗しきれず、2年後、遂に徳政令が発布。直虎は城主の座から追われ、家老の小野但馬守が井伊領を支配します。直虎は城を出て、母が暮らす龍潭寺へ身を寄せます。8歳の虎松は命を守るため鳳来寺へ預けられ、虎松の母は頭陀寺村（現・浜松市南区頭陀寺町）付近に拠点を持つ松下一族の松下清景と再婚。こうして、井伊家の一族は離れ離れになりました。



井伊直虎の生涯

年代	出来事
	誕生（生年月日・幼名等不明）。父は井伊直盛
1542(天文11)	祖父・直宗が戦死
1544(天文13)	大叔父の直満、直義が今川氏に殺害される。
1545(天文14)	許嫁・亀之丞が信州に身を隠す。
1555(弘治元)	亀之丞が信州から帰国。井伊家当主の養子となり、直親と名乗る。家臣の娘と結婚。
1560(永禄3)	父・直盛が桶狭間の戦いで戦死。直親が井伊家当主を継ぐ。
1561(永禄4)	虎松（後の井伊直政）誕生。
1562(永禄5)	井伊直親、今川氏に殺害される。
1563(永禄6)	曾祖父・直平が今川氏の命で出陣するも急死。
1564(永禄7)	井伊谷城代・中野氏と新野氏が戦死。
1565(永禄8)	次郎法師、「直虎」を名乗り、領主に。4歳の虎松の後見人となる。
1566(永禄9)	今川氏から出された井伊領への徳政令を凍結する。
1568(永禄11)	今川氏真が発布した徳政令を直虎が同意。直虎の地頭職は廃止され、家老小野但馬守が井伊領を支配。直虎は井伊谷城を出て、虎松を鳳来寺へ預ける。徳川家康が井伊谷城を接收。
1572(元亀3)	仏坂の戦い、三方ヶ原の戦い
1575(天正3)	鳳来寺から帰還した虎松を、徳川家康に引き合わせる。虎松が家康の家臣となり、万千代と名乗る。
1582(天正10)	直虎死去。

(写真・資料提供：浜松市)

井伊家と焼津の繋がり一口 MEMO

井伊直孝（直虎が後見人となった、井伊直政（虎松）の次男）の出生と「産湯の井」

直虎が後見した直政は戦場で【井伊の赤鬼】と恐れられた勇猛果敢な人です。その直政の次男の直孝は焼津の中里で生まれています。直政が東海道を通った折、岡部宿本陣に泊りました。そこで中里出身の美しい娘が、身の廻りをお世話することになり、その娘を直政はたいそう気に入りました。その娘の子供が直孝です。出産の時の産湯を汲んだのが【井伊直孝産湯の井】として、焼津の中里で大切に伝えられています。

直孝は大変勇敢で戦術に優れ、大阪夏の陣では【井伊の赤牛】と異名を誇りました。家康から絶大な信頼を得て彦根城主となり三代將軍家光の後見人に指名され歴代の將軍から大きな信頼を得ていました。譜代大名の中で最大の領土を与えられていたそうです。

寛永6年（1629）、直孝は駿河の国益津郡（焼津市）の中里に若宮八幡宮を建立しました。焼津市指定文化財【若宮八幡宮棟札】に書かれています。ちょっと散歩のついでに訪れてみたらどうでしょう。



史跡「井伊直孝産湯の井」
焼津市中里地内
敷地内に駐車場があります

詳しくは焼津市歴史民俗資料館のホームページをご覧ください。

焼津市 井伊直孝

検索

お知らせ

申告書や申請書等には マイナンバーの記載が必要です!!

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、

申告手続などには



マイナンバーの記載

+



本人確認書類の
提示又は写しの添付
が必要です

本人確認書類

◆ マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

◆ マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り。）
などのうちいずれか1つ

+

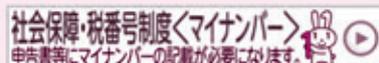
身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード
- などのうちいずれか1つ

国税に関するマイナンバー制度の最新情報

国税庁ホームページのトップページ上段の



をクリック

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

ご案内

社会保障・税番号制度 ～マイナンバー制度～



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が始まりました。

マイナンバー（個人番号）について

- マイナンバーは、**12桁**の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されています。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されています。
- マイナンバーは、「通知カード」により、住民票の住所に通知されています。
- 番号法では、マイナンバーの漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）を守るため、マイナンバーの利用範囲（番号法に規定された社会保障・税・災害対策に関する事務）や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

国税分野におけるポイント



税務関係書類（申告書・申請書など）にマイナンバーを記載してください

▶ マイナンバーの記載が必要となる時期（例）

	記載対象	一般的な場合の提出時期
所得税	平成28年分以降の申告書	(平成28年分の場合) ⇒ 平成29年2月16日から3月15日まで
贈与税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書	(平成28年分の場合) ⇒ 平成29年2月1日から3月15日まで
消費税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書	(平成28年分の場合) ⇒ 平成29年3月31日まで
相続税	平成28年1月1日以降の相続又は遺贈に係る申告書	(平成28年1月1日に相続があったことを知った場合) ⇒ 平成28年11月1日まで
法定調書 ※1	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書	(例) 平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 ⇒ 平成29年1月31日まで
申請書・届出書 ※2	平成28年1月1日以降に提出するマイナンバーの記載が必要となる申請書等	各税法に規定する提出時期

- ※1 法定調書の対象となる金銭の支払を受ける方等の番号も記載する必要があります。
なお、本人へ交付する給与所得の源泉徴収票や特定口座年間取引報告書などへのマイナンバーの記載は不要です。
- ※2 平成28年度税制改正により、一部の申請書・届出書について、マイナンバーの記載が不要になりました。
詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



税務関係書類を提出する際に、本人確認が必要になります

税務署ではなりすましを防止するための本人確認（番号確認及び身元確認）を行いますので、マイナンバーを記載した申告書等の税務関係書類を提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

- 例1 マイナンバーカード（個人番号カード）のみ【番号確認及び身元確認書類】
例2 通知カード【番号確認書類】 + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】

例1 マイナンバーカード



（表面）



（裏面）

又は

例2 通知カード



※ マイナンバーカードの写しで本人確認を行う場合は、**表面及び裏面の写し**が必要となりますのでご注意ください。

+

身元確認書類

ネットが便利 申告・納税 e-Tax

マイナンバーカードで e-Tax



国税庁 e-Tax
キャラクター
イータ君



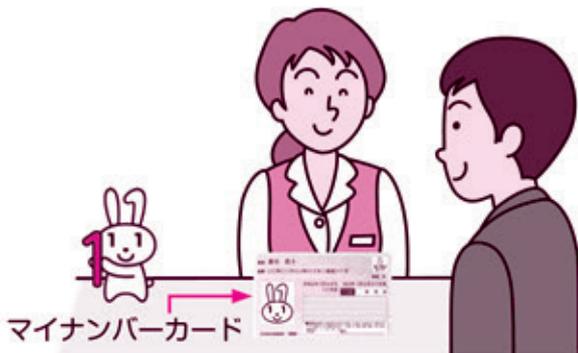
イータックス
e-Tax

※ご利用のパソコンが e-Tax の推奨環境を満たしているかを、事前に e-Tax ホームページでご確認ください。

1 マイナンバーカードとICカードリーダライタを用意

住民票のある市区町村に交付申請し、
マイナンバーカードを取得

マイナンバーカードに対応した
ICカードリーダライタを用意



マイナンバーカード

※マイナンバーカードの交付に関するご質問については、住民票のある市区町村窓口へお問合せください。



ICカードリーダライタ

※家電販売店などで購入することができます。
※マイナンバーカードに対応した IC カードリーダライタは、地方公共団体情報システム機構が運営する「公的個人認証サービスポータルサイト」でご確認ください。

2 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へ

① e-Taxの開始届出書を提出し、利用者識別番号を取得

※既に利用者識別番号を取得されている方は、開始届出書の提出は不要です。

- 氏名、住所などの基本情報を入力し、オンラインで開始届出書を提出すると、利用者識別番号が即時に発行されます。

② マイナンバーカードの電子証明書をe-Taxに登録

- IC カードリーダライタを使用して、マイナンバーカードの電子証明書を e-Tax に登録します。
- ※住民基本台帳カードの電子証明書を e-Tax に登録している方が新たにマイナンバーカードを取得された場合も、マイナンバーカードの電子証明書の再登録が必要です。

③ 申告書等データを作成、送信

- 所得税、消費税の確定申告書及び贈与税の申告書などを画面の案内に従って、作成します。
- IC カードリーダライタを使用して、作成した申告書等データにマイナンバーカードの電子証明書を付与し、申告書等データを e-Tax に送信します。

※申告書等データを送信した後、受信通知がメッセージボックスに格納されますので、格納された情報をご確認ください。

※住民基本台帳カードで e-Tax を利用されている方へ

住民基本台帳カードの電子証明書は、有効期間内であれば、新たにマイナンバーカードの交付を受けるまで、引き続き e-Tax でご利用いただけます。



e-Tax イータックス のメリット

- 1 税務署に出向くことなく、インターネットを利用して申告、申請・届出及び納税など各種手続をすることができます。
- 2 所得税申告書の添付書類(源泉徴収票や医療費の領収書など)は内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。
- 3 「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、自動計算機能などにより正確に所得税確定申告書などを作成することができます。
- 4 書面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。
- 5 納税証明書の交付請求手数料が、書面請求の場合より安価です。
- 6 確定申告期間中は、24時間ご利用できます。(メンテナンス時間を除きます。)

e-Tax イータックス の利用可能時間



▶ 月曜日～金曜日 8時30分～24時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※利用可能時間は、メンテナンス作業などにより変更する場合や、時期により延長する場合があります。e-Taxのご利用に当たっては、最新の情報を e-Tax ホームページでご確認ください。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

e-Tax の利用開始の手続、「e-Tax ソフト」、「確定申告書等作成コーナー」及びそのパソコン操作に関するお問合せに電話で対応する専用窓口です。パソコンなどを起動してお問合せになる画面を表示させてからお電話ください。

なお、申告書などの作成、記載内容などのご相談は、最寄りの税務署へお問合せください。

ナビダイヤル

(全国一律市内通話料金)

0570-01-5901

▶ 月曜日～金曜日 9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※受付時間は、時期により延長する場合があります。お問合せに当たっては、最新の情報を e-Tax ホームページでご確認ください。

● 詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

利用開始の手続、e-Tax の推奨環境、「e-Tax ソフト」の操作方法及びよくある質問(Q & A)など、e-Tax に関する最新の情報をお知らせしています。

www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

平成 28 年 4 月

相続税の申告が必要な方とは？

被相続人から相続などによって財産を取得した人の相続財産等の合計額が「遺産に係る基礎控除額」を超える場合に、その財産を取得した人は相続税の申告をする必要があります。

$$\text{遺産に係る基礎控除額} = 3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人の数})$$

国税庁ホームページへアクセス！

国税庁ホームページには、相続税の概要を説明したリーフレットや、具体的な計算方法、特例の内容、申告書の記載例など、様々な情報が掲載された「相続税・贈与税特集」コーナーがあります。

また、よくある質問を集めた税に関するインターネット上の相談室「タックスアンサー」もご利用いただけます。

まずは「国税庁」で検索してみましょう！！



電話でお気軽に相談できます！

最寄りの税務署へお電話をいただきますと、自動音声によりご案内します。

「1 税についてのご相談」を選択した後、相談内容に応じて番号を選択すると、「電話相談センター」（国税局税務相談室）につながり、職員が相談をお受けします。



税理士をお探しの方は「税理士情報検索サイト」へ！

日本税理士会連合会ホームページ内の「[税理士情報検索サイト](https://www.zeirishikensaku.jp)」(https://www.zeirishikensaku.jp)で税理士等の検索が可能となっています。

なお、税に関する相談や申告書の代理作成等の税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士、税理士法人以外の者が行うことはできません^(注)。

(注) 弁護士(弁護士法人)は、所属弁護士会を経由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます。



名古屋国税局・税務署

申告の要否を判定できます！

**I 遺産に係る
基礎控除額**

3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数 人)

Ⓐ 万円

**II 相続税が
課される財産**

※ 非課税限度額は、「500万円×法定相続人の数」です。

現金・預貯金	万円
土地	万円
建物	万円
有価証券	万円
その他の財産	万円
生命保険金	(受取金額－非課税限度額*) 万円
死亡退職金	(受取金額－非課税限度額*) 万円
相続時精算課税適用財産	万円
合 計	① 万円

**III 相続財産の価額から
控除できる債務等**

借入金等	万円
葬式費用	万円
合 計	② 万円

**IV 相続財産に
加算する受贈財産**

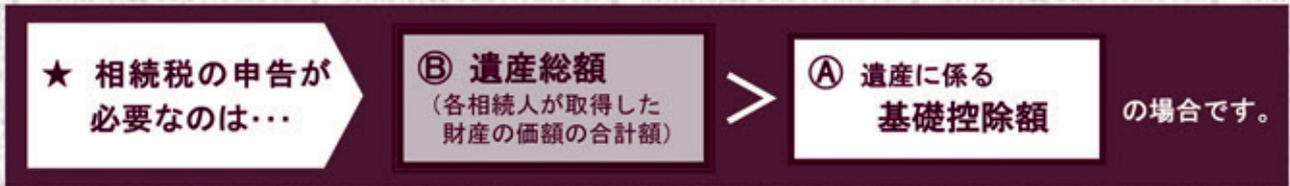
相続開始前3年以内に 贈与を受けた財産	③ 万円
------------------------	-------------

V 遺産総額（各相続人が取得した財産の価額の合計額）

① 万円 - ② 万円 + ③ 万円 = **Ⓑ** 万円

* ①-②の金額がマイナスのときは、③の金額がⒷの金額となります。





相続税の申告が必要な方は・・・

相続の開始があったことを知った日（通常は被相続人が死亡した日）の翌日から 10か月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署に申告・納税をする必要があります。

ただし、各種特例に該当すれば、課税されないケースがあります（その場合も申告は必要です。）。

各種特例の一つをご紹介しますと・・・

○ 小規模宅地等の特例（一定の要件の下、宅地の評価額が減額されます。）

◆ 特定居住用宅地等の場合



自宅の敷地等
330㎡まで
相続税評価額

80% ↓ 減額

相続税評価額



【注意】特例の要件など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

法人会活動

平成28年6月1日～10月18日

全法連・東海法連・静岡県連

9月9日 第30回全国青年の集い（北海道大会）

会場 / 旭川大雪アリーナ

全国の法人会青年部会員約2,700名が一堂に会して、第30回全国青年の集いが旭川大雪アリーナにて、税務当局、全法連役員ほか多数のご来賓出席のもと盛大に開催されました。

大会式典では会員増強表彰と全国の青年部会で事業展開されている租税教育活動の表彰・プレゼンテーションが行われ、記念講演では「夢は、努力でかなえる」という演題でスキージャンプ選手兼任監督の葛西紀明氏の講演会が行われました。



10月20日 第33回法人会全国大会（長崎大会）

会場 / 長崎ブリックホール

全国の法人会会員約2,000名が一堂に会して、第33回法人会全国大会(長崎大会)が、長崎ブリックホールにて、国税庁迫田長官他多数のご来賓出席のもと盛大に開催されました。

第1部では「地方が生き残るために」～長崎 その歴史 その魅力 その未来～という演題で、長崎総合科学大学教授 ブライアン・パークガフニ氏による講演会が行われ、第2部の大会式典では、会員増強表彰をはじめ各種表彰、次に平成29年度税制改正に関する提言の報告、そして青年部会による租税教育活動の報告が行われました。



6月1日
 (一社)静岡県法人会連合会
 青年部会・女性部会
 連絡協議会 第4回定時総会
 会場 / 静岡グランドホテル
 中島屋



6月21日
 (一社)静岡県法人会連合会
 第4回定時総会
 会場 / ホテル
 センチュリー静岡



9月6日
 東海法人会連合会
 第28回定時総会
 会場 / 名鉄
 グランドホテル



8月29日
 (一社)静岡県法人会連合会
 青年部会連絡協議会
 第26回情報交換会
 会場 / グランディエール・
 ブケトーカイ



10月7日
 (一社)静岡県法人会連合会
 女性部会連絡協議会
 第26回情報交換会
 会場 / グランディエール・
 ブケトーカイ



本 会

6月17日 税務講習会
 テーマ 「ここが変わる!
 平成28年度税制改正」
 講師 / 藤枝税務署
 法人課税第一部門
 上席国税調査官
 鈴木栄治氏
 会場 / 焼津文化会館



6月24日 新設法人説明会
 講師 / 藤枝税務署
 法人課税第一部門
 上席国税調査官
 鈴木栄治氏
 会場 / 焼津文化会館



7月13日 営業セミナー
 テーマ 「プレゼン力向上
 セミナー」
 講師 / (株)ナレッジステーション
 代表取締役
 伊藤誠一郎氏
 会場 / 焼津文化会館



8月19日 実務講座
 テーマ 「メンタルヘルス対策
 セミナー」
 講師 / 社会保険労務士
 安中 繁氏
 会場 / 焼津文化会館



9月2日 弁護士講習会
 テーマ 「会社にもつわる思わぬ
 トラブル事例と対策」
 講師 / 弁護士法人
 ライトハウス法律事務所
 代表弁護士
 青山雅幸氏
 会場 / 焼津文化会館



9月7日 税務講習会

第1講座

テーマ 「私たちの暮らしと税金」

講師 / 藤枝財務事務所
所長 渡辺直巳 氏

第2講座

テーマ 「平成28年度税制改正ほか」

講師 / 藤枝税務署 法人課税第一部門
上席国税調査官 鈴木栄治 氏

会場 / 焼津文化会館

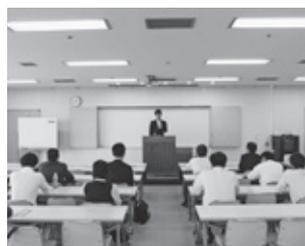


10月18日 税務講習会

テーマ 「消費税改正に
ついて ほか」

講師 / 藤枝税務署
法人課税第一部門
上席国税調査官
鈴木栄治 氏

会場 / 焼津文化会館



青年部会

6月14日 税金教室

テーマ 「夫婦と税金」

講師 / 藤枝税務署
資産課税部門
統括国税調査官
山下 功 氏

会場 / 藤枝市文化センター



9月9日～11日 研修旅行
「札幌・小樽方面視察」

〔視察先〕

- ・白い恋人パーク
- ・ニッカウヰスキー
余市蒸留所
- ・深川硝子工芸



○ 県税の納税証明書について

車検時の自動車税納税証明書の提示省略

平成27年4月から、国土交通省(運輸支局等)のシステムから各都道府県のシステムに対し、自動車税の納付確認を電子的に行うことが可能になりました。

このため、継続検査(車検)時に必要となっていた納税証明書の提示が、省略できます。

(納付後概ね2週間以内に車検等を受けるときは、納税証明書の提示が必要となる場合があります)

※軽自動車については、引き続き納税証明書が必要です。

お問い合わせ先：藤枝財務事務所 課税課 (電話054-644-9122)



各県税の納税証明書の交付請求

納税の有無、税額等納税に関する一定の事項を証明するものです。金融機関の貸し付けや公共団体の入札参加資格審査等の際に提出を要求されます。

請求窓口	各財務事務所管理課
請求の際に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑(認め印、法人の場合は代表者印) ・ 代理人の方は、委任状又は代理権授与通知書 ・ 窓口においてになる方の確認ができる書類 (運転免許証、保険証、パスポート等官公署発行のもの) ・ 納税証明書の請求日前15日以内に納税された場合は領収書 ※法人の場合は、会社名のゴム印をお持ちいただくと迅速に処理ができます。
交付手数料	納税証明書1通につき400円

お問い合わせ先：藤枝財務事務所 管理課 (電話054-644-9121)

○ 法人県民税・法人事業税を申告される方へ

静岡県では、平成26年1月1日から、法人県民税・法人事業税の事務を集約化し、下田・沼津・静岡・浜松の4つの財務事務所が所管しています。

申告書の提出は、今までどおり藤枝財務事務所でも受け付けいたしますが、内容についてのお問い合わせは静岡財務事務所をお願いします。

お問い合わせ先

静岡財務事務所直税第1課 (電話 054-286-9160)

〒422-8630 静岡市駿河区有明町 2-20(静岡総合庁舎3階)

※財務省東海財務局静岡財務事務所(静岡市葵区追手町)とは別組織です。

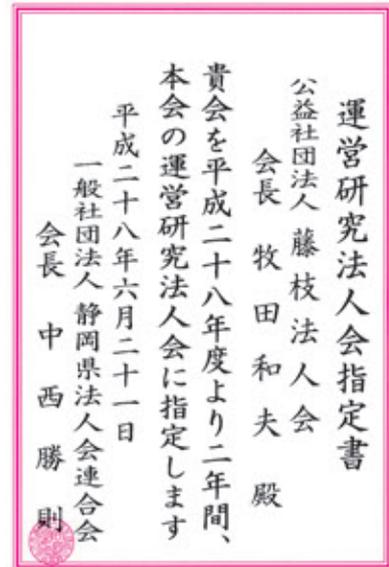
お間違いのないよう御注意ください。



公益社団法人 藤枝法人会は 平成28年度・29年度 運営研究法人会に指定されました

運営研究法人会指定とは、他の法人会の参考となるような内容を、活動内容を絞って研究し、活動2年目（平成30年1月）に開催される「静岡県法人会運営研究会」で発表することをいいます。今回指定を受けたのは、一般社団法人伊豆下田法人会と当会の2法人会です。

平成28年6月21日に行われた、静岡県法人会連合会定時総会にて、当会の牧田会長に指定書が交付され、今後は、理事会にて「実行委員会」設置の期間決定を経て、発表に向けての具体的な準備、検討にかかりたいと考えております。



「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で
効率UP!

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して
所得税及び
復興特別所得税の
申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略
還付が
スピーディー



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

◆日時 2016年12月～2017年2月限定 ※年末年始と休前日は除外日となります。

◆料金 一名様 7,800円諸税込

◆申込 2名様より (1会場最大8名様まで)

●お得な宿泊プラン:1泊朝食付のご宿泊追加料金

一部屋のご利用人員	5～6名様	3～4名様	2名様
大人一名様料金/税込	6,000円	7,000円	9,000円

*客室の指定はできません。グループでご利用の場合も一部屋毎の料金となります。



「福会席」

季ふね限定のご夕食プラン

一日五組様限定



ホテルアンピア松風閣

静岡県焼津市浜当目海岸通り星が丘 〒425-0012 TEL054-628-3131
お電話でのお問合せは9:00～20:00にて承ります。